

○学校法人津曲学園役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成6年3月31日

制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人津曲学園（以下「学園」という。）の寄附行為（昭和26年3月5日制定）第58条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、学園において勤務することが常態である理事であって、次号に該当する職員理事を除いた者をいう。
- (3) 職員理事とは、学園の職員として津曲学園給与規程の適用を受ける理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 常勤監事とは、学園において勤務することが常態である監事をいう。
- (6) 非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。
- (7) 職員評議員とは、学園の職員として津曲学園給与規程の適用を受ける評議員をいう。
- (8) 報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員又は評議員の報酬等には、津曲学園給与規程（昭和50年11月22日制定）に基づくものを含まない。
- (9) 費用とは、役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤の役員に対しては、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。ただし、職員理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。

2 非常勤の役員に対しては、報酬を支給する。なお、学校法人津曲学園役員退職慰労金支給規程（平成6年3月31日制定）により功労金を支給することができる。

- 3 評議員に対しては、報酬を支給する。ただし、職員評議員に対しては、評議員としての報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事長が決定する。

- (1) 報酬 別表1に定める額
- (2) 賞与 学校法人津曲学園勤勉手当規程（昭和50年11月22日制定）を準用する。
- (3) 退職慰労金 学校法人津曲学園役員退職慰労金支給規程に基づき支給する。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬の額は、別表2のとおりとする。

(報酬等の支給方法、締切及び計算)

第5条 役員及び評議員の報酬等の支給方法、締切及び計算については、津曲学園給与規程第4条、第8条及び第13条を準用する。

- 2 非常勤理事及び評議員の報酬等は、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、支給する。

(費用)

第6条 鹿児島県内離島及び県外在住の非常勤役員及び評議員には、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、報酬とは別に旅費を支給する。

- 2 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員及び評議員に対して旅費を支給する。旅費の額は、別表3のとおりとする。
- 3 この規程に定めるもののほか、出張手続及び旅費の支給等について必要な事項は、学校法人津曲学園旅費規程（昭和50年11月22日制定）及び津曲学園国外旅費に関する内規（平成13年3月30日制定）を準用する。
- 4 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 学園は、この規程をもって、私立学校法第137条第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

指定職俸給表

号俸	月額
1号	350,000円
2号	400,000円
3号	450,000円
4号	500,000円
5号	530,000円
6号	550,000円
7号	600,000円
8号	650,000円
9号	700,000円
10号	750,000円

別表2（第4条関係）

非常勤の役員及び評議員の報酬

区分	内容	報酬
非常勤理事	理事会等会議への出席，その他法人の業務	日額 30,000円
非常勤監事	監査業務，理事会・評議員会等会議への出席，その他法人の業務	月額 100,000円

評議員（職員 評議員を除く）	評議員会等会議への出席，その他法人の業務	日額 12,000円
-------------------	----------------------	------------

別表3（第6条関係）

国内旅費基準表

鉄道賃		航空賃	船賃	車賃	日当		宿泊料	
県内	県外				県外日帰	宿泊有	県内	県外
普通旅客運賃	普通旅客運賃 特別急行料金 急行料金 グリーン料金	実費	1等	実費	2,100	2,800	14,000	16,800

国外旅費基準表

航空賃	日当（円）				宿泊料（円）			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
ビジネスクラス	8,300	7,000	5,600	5,100	25,700	21,500	17,200	15,500